「成年後見制度」の「市民後見人の養成講座」が始まります。新たな担い手となる「市民後見人の養成講座」が始まります。

成年後見制度とは・・・

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分 でない方の権利を守り、財産管理を行いながら 本人を支援する制度です。

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」 の3つの類型に分かれ、家庭裁判所が「成年後 見人等(後見人、保佐人、補助人)」を選任します。



成年後見人は、どのようなことをしますか?

ご本人の意思や利益を考えながら、本人名義の預貯金等の管理・不 動産の管理等の財産管理を行います。確定申告などの税の手続き、行 政関係手続き、介護契約、医療契約などの本人の身上監護を目的とし た事務も行います。

また、本人の同意なしに行った不利益な契約を、後から取り消すな ど、本人を保護・支援します。

成年後見人に報酬の支払が必要ですか?

成年後見人が1年間、後見業務を行った後に、家庭裁判所に後見事務や財産状況の報告を行い、そ の状況に応じた報酬額を家庭裁判所が決定します。

報酬は、ご本人の財産から受領しますが、低所得かつ財産がないなど一定の要件にあてはまる方は、 伊勢原市の報酬助成制度を利用できることもあります。

🔘 インターネットで専門職後見人の横領事件を見て心配です。

家庭裁判所は、後見人が職務を適正に行うように監督しています。最も不正報告件数が多かった平 成26年の不正報告件数(全国)は、831件で、そのうち809件が親族後見人、22件が専門職後見人で す。家庭裁判所では、監督機能を強化し、年々、被害件数や被害額は減少しています。(平成29年は294件) また、後見制度支援信託(※1)など、新たなしくみも創設されています。

(※1)後見制度支援信託は、本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に信託し、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度です。払い戻しや解約に は、家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなります。

地域で寄り添い、共に歩む 市民後見人の活動に期待が寄せられています

伊勢原市の市民後見人とは・・・

市成年後見・権利擁護推進センター(市社協が市の委託事業として運営)の養成研修受講後、 市民後見人バンクに登録し、家庭裁判所から後見人として選任された後も、センターの支援を 受けながら活動する人をいいます。

現在、伊勢原市では2名の市民後見人が活躍しており、きめ細やかな支援により、重度の認知 症であるご本人の表情や意欲に変化が生じ、専門職の後見人とは異なる効果が表れています。

生の伴走者として 大きなやりがい

での仕事や地域活動での人生 経験を生かし、多くの方が市民 後見人として活躍されることを 期待します」



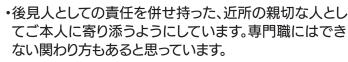
伊勢原市成年後見・権利擁護推進セン センター長内嶋順一弁護士

現在、伊勢原 市内で活躍する 2名の市民後見人 に聞きました!

●活動のきっかけは?

- •定年後、何か社会貢献ができないかと考えていたため
- •自分の知識を活用して社会貢献ができないかと思った から

●普段心がけていることは?



•「本人の思い」や「自分だったらどうしてほしいか」という ことを常に考えるようにしています。

●市民後見人の活動を検討している方へのメッセージ

- 活動は責任も重いが、丁寧に関わるほど本人の状態も良くなり 楽しいです。
- ・仕事を持ちながらでも、時間をうまく使えばできると思います。
- 自分自身や家族も将来、後見制度が必要となるかもしれないの で、勉強する価値はあると思います。
- ・社協のバックアップや家庭裁判所の理解もあり、安心して活動 ができます。
- ・やりがいのある活動です。迷っている方は、ぜひ養成講座を受 講してみてください。

「成年後見制度と市民後見人への期待」 & 市民後見人養成講座説明会



2019年6月25日(火)

第1部 講演会

時間:午後1時30分~午後3時30分

講師:内嶋順一弁護士、市民後見人 早川惠子氏

第2部 市民後見人養成講座説明会①

時間:午後3時40分~午後4時

※市民後見人養成講座の申込を希望される方は、説明会の出席が 必要となります。 上記日程に参加できない場合は右記日程に ご参加ください(要申し込み)。

伊勢原シティプラザ

|階ふれあいホール(伊勢原市伊勢原2-7-31)

申込方法

伊勢原市在住の方 100名(申込順) 4/22月~申込受付開始

場所:伊勢原シティプラザ1階社協会議室

電話・FAXいずれかの方法で事前にお申し込みください。 伊勢原市社会福祉協議会

☎0463-94-9600 FAX0463-94-5990

(FAXの場合は、講演会等名称、氏名、住所、電話番号をご記入ください)

対象:伊勢原市在住の方20人(申込順)

市民後見人養成講座説明会②(上記、市民後見人養成講座説明会①と同じ内容です) 日時:2019年6月29日(土)午前10時30分~午前10時50分

成年後見制度に関するご相談は・・・

伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターをご利用ください。 相談受付:月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)8:30~17:00



※相談の際は、お待ちいただかないよう、事前にお電話での 伊勢原市伊勢原2-7-31伊勢原シティプラザ1階(社会福祉協議会内) 20463-94-9600